

糸島市猫よけ器貸出要綱

(目的)

第1条 猫による糞尿等の被害を受けている市民に対して、猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具を言う。以下同じ。）を試用として貸出すことにより、被害の軽減を図る。

(貸出の対象)

第2条 貸出の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること（法人、団体は除く）
- (2) 市内に自己の所有地又は借地を有し、猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- (3) 貸出を受けた場合に、猫よけ器を良好に管理するとともに、近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者

(貸出の申請)

第3条 貸出を受けようとする者は、猫よけ器借用申請書（様式第1号）を市長に提出し、猫よけ器の貸出を受けるものとする。

(貸出期間及び貸出回数)

第4条 貸出期間は、貸出を受けた日から概ね1か月以内とする。また、貸出回数は、同一年度において、1世帯1回までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出台数及び使用場所)

第5条 貸出台数は、1世帯1台までとする。また、使用場所は、貸出を受けた者（以下「借受者」という。）の市内の所有地又は借地とする。

(貸出料)

第6条 貸出は無料とする。ただし、猫よけ器の稼働に際し、必要な電池等にかかる費用は、借受者の自己負担とする。

(借受者の責務)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。（使用上の注意事項の厳守も含む。）
- (2) 猫よけ以外の目的に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器を転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 猫よけ器は、清掃し返却すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。

(返還)

第8条 借受者は、第2条に規定する貸出の要件を満たさなくなったときは、速やかに猫よけ器を市に返還しなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受者の責めに帰すべき理由により猫よけ器を損傷し、又は滅失等したときは、借り受けた猫よけ器と同等の状態に復し、又は同等品を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

2 市長は、貸出した猫よけ器が貸出期間中に損傷、滅失等したことが明らかであり、かつ、借受者が前項の原状回復に応じない場合には、借受者に代わり現状回復し、当該現状回復に要した費用を借受者に請求することができる。

3 猫よけ器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(市長の指示)

第10条 市長は、借受者に対し、猫よけ器の貸出について必要な指示をすることができる。

附則

この要綱は、令和元年7月26日より施行する。

この要綱は、令和2年2月13日より施行する。

様式第1号（第3条関係）

猫よけ器借用申請書

年　月　日

糸島市長　様

申込者　住　所　糸島市
氏　名
電話番号

糸島市猫よけ器貸出要綱第3条の規定により、以下のとおり猫よけ器の借用を申請します。

| | |
|--------|---------------|
| 設置場所 | 糸島市 |
| 設置予定期間 | 年　月　日　～　年　月　日 |

なお、借用にあたっては、以下の事項を遵守します。

- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること（使用上の注意事項の厳守を含む）。
- (2) 猫よけ以外の目的に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器を転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃し、返却すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) 設置場所などについて近隣に配慮すること。
- (8) 猫よけ器の使用に起因して生じた諸問題は、自身の責任において解決すること。

※猫よけ器を滅失又はき損した場合は、同等のものを弁償していただきます。

市記入欄

貸出しの可否　　可　　否
貸出期間　　年　月　日～　年　月　日
猫よけ器番号